

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について江北町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和5年2月10日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：ホームワイド江北店

所在地：佐賀県杵島郡江北町大字佐留志字二本松2000番地 外

2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3 意見の概要

意見なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県産業労働部産業政策課

(2) 縦覧期間

令和5年2月10日から

令和5年3月10日まで